

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
特徴	全国初の自治基本条例	「自治基本条例をつくるみたか市民の会」など市民が中心となって策定(人口17万8千人)	住民参加のまちづくり(元気まち運動)を自治基本条例に反映(人口2万人)	地方政府としての自治確立のための理念や制度を自治基本条例に込める(人口11万7千人)
目次	<p>前文</p> <p>第1章 目的(第1条)</p> <p>第2章 まちづくりの基本原則(第2条 第5条)</p> <p>第3章 情報共有の推進(第6条 第9条)</p> <p>第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条 第13条)</p> <p>第5章 コミュニティ(第14条 第16条)</p> <p>第6章 議会の役割と責務(第17条 第24条)</p> <p>第7章 町の役割と責務(第25条 第35条)</p> <p>第8章 まちづくりの協働過程(第36条 第39条)</p> <p>第9章 財政(第40条 第45条)</p> <p>第10章 評価(第46条 第47条)</p> <p>第11章 町民投票制度(第48条 第49条)</p> <p>第12章 連携(第50条 第53条)</p> <p>第13章 条例制定等の手続(第54条)</p> <p>第14章 まちづくり基本条例の位置付け等(第55条 第56条)</p> <p>第15章 この条例の検討及び見直し(第57条)</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条 第3条)</p> <p>第2章 市民及び市民自治(第4条 第6条)</p> <p>第3章 市議会(第7条 第8条)</p> <p>第4章 執行機関(第9条 第11条)</p> <p>第5章 市政運営(第12条 第28条)</p> <p>第6章 参加及び協働(第29条 第35条)</p> <p>第7章 政府間関係(第36条 第38条)</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条 第3条)</p> <p>第2章 情報共有</p> <p>第1節 情報共有の原則(第4条 第5条)</p> <p>第2節 情報共有の</p> <p>基本事項(第6条 第8条)</p> <p>第3章 町民参加(第9条 第11条)</p> <p>第4章 町民</p> <p>第1節 町民の基本事項(第12条 第13条)</p> <p>第2節 町民活動(第14条)</p> <p>第5章 議会</p> <p>第1節 議会の基本事項(第15条 第18条)</p> <p>第2節 議会運営(第19条 第21条)</p> <p>第6章 行政</p> <p>第1節 行政の基本事項(第22条 第25条)</p> <p>第2節 行政運営(第26条 第34条)</p> <p>第7章 最高規範と見直し(第35条 第36条)</p>	<p>前文</p> <p>第1編 総則(第1条 第5条)</p> <p>第2編 市政の主体</p> <p>第1章 市民(第6条 第7条)</p> <p>第2章 代表機関</p> <p>第1節 議会(第8条 第9条)</p> <p>第2節 長と行政機構(第10条 第15条)</p> <p>第3編 市政の原則と制度</p> <p>第1章 市政情報の共有(第16条 第17条)</p> <p>第2章 市民の市政参加(第18条 第19条)</p> <p>第3章 総合計画(第20条)</p> <p>第4章 市政の諸原則(第21条 第28条)</p> <p>第5章 公正と信頼の確保(第29条 第31条)</p> <p>第6章 市民投票(第32条 第33条)</p> <p>第7章 政府としての多治見市(第34条 第37条)</p> <p>第8章 危機管理(第38条 第40条)</p> <p>第4編 最高規範と改正</p> <p>第1章 最高規範(第41条)</p> <p>第2章 改正(第42条)</p>
前文	<p>ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。</p> <p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p> <p>わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよ</p>	<p>主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければなりません。</p> <p>市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあるまち三鷹を創ることを目指すものである。</p> <p>三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくり</p>	<p>私たちのまち白老は、豊かな太平洋(うみ)、多くの清流、緑いっぱい山々とポロトの森に囲まれた自然あふれるまちです。</p> <p>私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び、働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めてきました。</p> <p>私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。</p> <p>そして、私たちは、自治の仕組みを制度として</p>	<p>私たちは、基本的な人権が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。</p> <p>私たちは、まちづくりの主体として、一人ひとりが自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、まちづくりの一部を信託するため、<u>市民自治の主権に基づき、市民生活とその基盤である地域社会に最も身近な地域政府として多治見市を設置します。</u></p> <p>市は、市民の信託に基づき政策を定め、市政を運営しなければなりません。また、その保有する情報を市民と共有し、市民が市政に参加するための制度を整え、まちづくりを担う多様な主体と連携協力しなければなりません。</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
	<p>るこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>を進めてきた。 私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切に、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。</p>	<p>確立し、さらなる自治の推進を図ることで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たち市民は、地域政府としての多治見市の成立が市民の信託に基づくものであることを明らかにし、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定める多治見市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。</p>
<p>条例の目的・用語定義</p>	<p>第1章 目的 (目的) 第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。 (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。 (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。 (定義) 第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。 (2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) 町 執行機関と議会をいいます。 (4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定めることにより、多治見市の市民自治の確立を図ることを目的とします。</p>
<p>基本的な原則</p>	<p>第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。</p>	<p>(地域における市民の権利、責務等) 第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。</p>	<p>(基本理念) 第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。</p>	<p>(市民主権) 第2条 より良い地域社会の形成の主体は、市民です。 2 <u>市民は、市政の主権者であり、より良い地域社会の形成の一部を市に信託します。</u> 3 <u>市民は、市政の主権者として、市の政策を定め</u></p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
<p>・住民の権利と責務 ・自治体の責務 ・情報共有と住民参加の制度</p>	<p>(情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程においてその経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p> <p>第3章 情報共有の推進 (意思決定の明確化) 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。 (情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p>	<p>2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。 3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。 (市政における市民の権利、責務等) 第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。 2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。 3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。 (事業者等の権利、責務等) 第6条 <u>事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。</u> <u>2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。</u></p>	<p>2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。 (情報共有) 第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。 (情報公開) 第5条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。 2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。 3 前2項に関して必要な事項は、別の条例等で定めます。 (説明責任) 第6条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。 2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。 (町民の意見等への取扱い) 第7条 町は、町民の意見、要望、苦情等(以下「町民の意見等」といいます。)に対し、迅速かつ誠実に対処します。 2 町は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理します。 (選挙) 第8条 <u>町長や町議会議員の候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。</u> (町政参加の推進) 第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加の推進に努めます。 (参加機会の保障)</p>	<p>る権利があり、その利益は、市民が享受します。 (選挙) 第3条 市民は、選挙により、市民の代表者である<u>議会の議員と市の代表者である市長を定め、その職を信託します。</u> (市の役割) 第4条 市は、市民の厳粛な信託により市政を運営し、より良い地域社会の形成の一部を担います。 2 市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。 (連携協力) 第5条 市民と市は、それぞれの活動において連携協力し、より良い地域社会を形成します。 (市民の責務) 第6条 市民は、主権者としての権利を相互に尊重しなければなりません。 2 <u>市民は、市民の信託に基づき定められた条例と規則など(以下「条例など」といいます。)を遵守しなければなりません。</u> 3 <u>市民は、市政の適切な運営のための費用を負担しなければなりません。</u> (原則と制度の維持と拡充) 第7条 市民は、市政の原則と制度を継続的な努力により、維持し、かつ、拡充しなければなりません。 (総合的な情報公開の推進) 第16条 市民は、市政の主権者として、市政について知る権利があります。 2 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、提供と開示の総合的な推進に努めなければなりません。 (市民参加の権利) 第18条 市民は、市政の主権者として、市政に参</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4章 まちづくりへの参加の推進 (まちづくりに参加する権利)</p> <p>第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。</p> <p>3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。</p> <p>4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。 (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)</p> <p>第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 (まちづくりにおける町民の責務)</p> <p>第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 (まちづくりに参加する権利の拡充)</p> <p>第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>		<p>第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。</p> <p>2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。 (町政活動への参加)</p> <p>第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加することができます。 (町民の役割と基本姿勢)</p> <p>第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。</p> <p>2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、<u>自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。</u></p> <p>3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。 (町民の権利)</p> <p>第13条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。</p>	<p>加する権利があります。</p> <p>2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
コミュニティ・住民活動	<p>第5章 コミュニティ (コミュニティ)</p> <p>第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティにおける町民の役割)</p> <p>第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。 (町とコミュニティのかかわり)</p> <p>第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>	<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となる<u>コミュニティ・センター及び地区公会堂(以下「コミュニティ施設」という。)</u>の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 <u>コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。</u> (協働のまちづくり)</p> <p>第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、<u>市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p> <p>3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、<u>市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。</u></p>	<p>(町民活動)</p> <p>第14条 町民は、<u>自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。</u></p> <p>2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。</p> <p>3 町は、学習機会の提供等により、町民活動団体の支援に努めます。</p>	
議会の役割	<p>第6章 議会の役割と責務 (議会の役割)</p> <p>第17条 議会は、町民の代表から構成される町民の意思決定機関である。</p> <p>2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。 (議会の責務)</p>	<p>(市議会の役割、責務等)</p> <p>第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、<u>市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。</u></p> <p>2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努め</p>	<p>第1節 議会の基本事項 (議会の役割と責務)</p> <p>第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町民の意思を決定する役割を有します。</p> <p>2 <u>議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、</u>不断の議会改革の推進に努めます。</p>	<p>(議会の設置)</p> <p>第8条 市民の信託に基づき、市民の代表機関として、議を設置します。 (議会の役割と責務)</p> <p>第9条 議会は、立法などの市の重要な政策決定などを行います。</p> <p>2 議会の議員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
	<p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 (議会の組織等)</p> <p>第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。 (議会の会議)</p> <p>第20条 議会の会議は、討議を基本とする。</p> <p>2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。 (会議の公開)</p> <p>第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項ただし書きにより非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。 (議会の会期外活動)</p> <p>第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。</p> <p>2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。 (政策会議の設置)</p> <p>第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。</p> <p>2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。 (議員の役割及び責務)</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。 (市議会の立法活動、調査活動等)</p> <p>第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。</p>	<p>(議会の権限)</p> <p>第16条 議会は、条例の制定、改正や廃止等の立法の権限を有します。</p> <p>2 議会は、予算、決算、財産や政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。</p> <p>3 議会は、執行機関に対する調査や監査請求等の監視の権限を有します。 (議員の責務)</p> <p>第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。</p> <p>2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。</p> <p>3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。 (議会の組織)</p> <p>第18条 議会の組織や議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。</p> <p>第2節 議会運営 (議会の会議)</p> <p>第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視と積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。</p> <p>2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。</p> <p>3 議長や委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問や意見を述べさせることができます。</p> <p>4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不適当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。 (議会活動の充実)</p> <p>第20条 議会は、調査権の行使や町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。</p> <p>2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「<u>しあわせを感じるまち</u>」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努</p>	<p>実に果たさなければなりません。</p> <p>3 議会と議会の議員は、言論の府としての議会の本質に基づき、議員間の自由な討議を重んじなければならない。</p> <p>4 議会の議員は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、議会は、市民参加の拡充に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、調査活動と立法活動の拡充に努めなければならない。</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
	<p>第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。</p>		<p>めまず。</p> <p>3 議会は、会期外においても、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究に努めます。</p> <p>(議員等の能力向上)</p> <p>第21条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力と審議能力を高めるための研修を充実します。</p> <p>2 議会は、<u>議会活動の記録とともに、その活動の充実を図るための情報や資料を整備します。</u></p> <p>3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。</p>	
行政の責務・役割・諸制度	<p>第7章 町の役割と責務 (町長の責務)</p> <p>第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>(就任時の宣誓)</p> <p>第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。</p> <p>(執行機関の責務)</p> <p>第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらないなければならない。</p> <p>2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、ま</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらないなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p> <p>(執行機関の連携及び協力)</p> <p>第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。</p> <p>(補佐職の設置等)</p> <p>第11条 <u>市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。</u></p> <p>一部改正〔平成19年条例3号〕</p>	<p>第1節 行政の基本事項 (行政の役割と責務)</p> <p>第22条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を執行する役割を有します。</p> <p>2 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。</p> <p>3 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。</p> <p>4 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します。</p> <p>(町長の責務)</p> <p>第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。</p> <p>2 町長は、<u>町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。</u></p>	<p>(市長の設置)</p> <p>第10条 <u>市民の信託に基づき、市の代表機関として、市長を設置します。</u></p> <p>(市長の役割と責務)</p> <p>第11条 市長は、市を統轄し、市を代表します。</p> <p>2 市長は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければならない。</p> <p>(行政委員会の役割と責務)</p> <p>第12条 行政委員会(市長を除く執行機関をいいます。以下同じです。)は、その権限に基づき、事務を執行します。</p> <p>2 <u>行政委員会は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、自らの判断と責任において、その職務を誠実に管理し、執行しなければならない。</u></p> <p>(組織機構)</p> <p>第13条 市の組織は、総合的、簡素、効率的であると同時に、地域社会の変化に応じ、機動的に編成されなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第14条 市の職員は、この条例の理念や原則と</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
	<p>ちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p> <p>(政策法務の推進)</p> <p>第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。</p> <p>(危機管理体制の確立)</p> <p>第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。</p> <p>(組織)</p> <p>第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p> <p>(審議会等への参加)</p> <p>第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p>(意見・要望・苦情等への応答義務等)</p> <p>第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。</p> <p>2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。</p> <p>(意見・要望・苦情等への対応のための機関)</p> <p>第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の</p>	<p>第5章 市政運営</p> <p>(市の率先行動の基本原則)</p> <p>第12条 市は、<u>国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。</u></p> <p>(基本構想及び基本計画の位置付け等)</p> <p>第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。</p> <p>2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。</p> <p>(情報公開等)</p> <p>第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。</p> <p>(組織・体制)</p> <p>第25条 町長は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で効率的かつ横断的な連携、調整を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営を進めます。</p> <p>2 町長は、円滑な行政運営を推進するため、<u>職員の人材育成や政策能力の向上を図り、行政の政策活動の活発化に努めます。</u></p> <p>第2節 行政運営</p> <p>(行政運営の基本原則)</p> <p>第26条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画(以下「総合計画」という。)を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。</p> <p>(総合計画)</p> <p>第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。</p> <p>2 執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとします。</p> <p>3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第30条 執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図</p>	<p>制度を遵守し、市政に対する市民の信託に応えるため、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第15条 市の職員は、公正な市政を妨げ、<u>市に対する市民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を放置し、隠してはなりません。</u></p> <p>2 <u>正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障されなければならない。</u></p> <p>3 <u>公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めます</u></p> <p>(情報公開制度)</p> <p>第17条 市は、情報公開制度を設けなければならない。</p> <p>2 市の保有するすべての情報は、情報公開制度の対象となります。</p> <p>3 何人も、市に対して、情報の開示を請求できます。</p> <p>4 市は、その保有するすべての情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>5 市は、審議会などの会議を、原則として公開しなければならない。</p> <p>6 市は、情報提供施策の拡充に努めなければならない。</p> <p>7 情報公開制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>(市民参加の推進)</p> <p>第19条 市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければならない。</p> <p>2 市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければならない。</p> <p>3 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければならない。</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
	<p>行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。 (行政手続の法制化)</p> <p>第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。 (法令の遵守)</p> <p>第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第8章 まちづくりの協働過程 (計画過程等への参加)</p> <p>第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。</p> <p>2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。</p> <p>(1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報 (計画の策定等における原則)</p> <p>第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。</p>	<p>(説明責任)</p> <p>第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。 (要望、苦情等への対応)</p> <p>第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。</p> <p>(オンブズマン)</p> <p>第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を設置する。</p> <p>2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。</p> <p>3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。 (職員及び組織)</p>	<p>ります。</p> <p>2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。 (個人情報の保護)</p> <p>第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取るよう努めます。</p> <p>2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。 (安全なまちづくり)</p> <p>第33条 町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、町民の生命や財産等を守るとともに、生活基盤の安全性と安定性の向上に努めます。</p> <p>2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。</p>	<p>(1) 総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。 (2) 重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文書をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。 (3) 事業を選択するとき。 (4) 事業を実施するとき。 (5) 政策評価を実施するとき。 4 市民参加の推進に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 第3章 総合計画 (総合計画) 第20条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。 3 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。 4 総合計画は、市民の参加を経て案が作成され、基本構想及び基本計画について議会の議決を経て、策定されます。 5 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。 6 市は、基本計画に基づく事業の進捗を管理し、その状況を公表しなければなりません。 7 市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進捗を管理しなければなりません。 一部改正(平成19年条例57号) 第4章 市政の諸原則 (制度の活用と改善)</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
	<p>2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例に規定する計画</p> <p>(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画</p> <p>3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。</p> <p>(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容</p> <p>(2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間</p> <p>(計画策定の手続)</p> <p>第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>(1) 計画の概要</p> <p>(2) 計画策定の日程</p> <p>(3) 予定する町民参加の手法</p> <p>(4) その他必要とされる事項</p> <p>2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p> <p>(計画進行状況の公表)</p> <p>第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。</p>	<p>第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。</p> <p>2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。</p> <p>(適法・公正な市政運営)</p> <p>第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。</p> <p>(政策法務)</p> <p>第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。</p> <p>2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。</p> <p>(行政サービス提供の基本原則)</p> <p>第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。</p>		<p>第21条 市は、市政の原則と制度を継続的に改善し続けなければならない。</p> <p>2 市は、この条例で定める制度をできる限り相互に関係付け、相乗的な効果を上げるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、この条例で定める制度が誰にも共有されるため、簡素で分かりやすくするよう努めなければならない。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第22条 市は、公正で開かれた市政の推進のため、意思決定の内容と過程を明らかにし、市民に説明する責任を負います。</p> <p>(法務原則)</p> <p>第27条 市は、条例などと要綱を整備し、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を最高規範とする法体系を構築しなければならない。</p> <p>2 市は、条例、規則などや要綱を整備するときは、その内容を明確にし、できる限り分かりやすくしなければならない。</p> <p>3 市は、各政策分野における基本となる条例を制定するときは、第1項に規定する法体系の中に位置付けなければならない。</p> <p>4 市は、政策目的の実現のため、次に掲げる法務を充実しなければならない。</p> <p>(1) 条例などの自治立法を積極的に行うこと。</p> <p>(2) 要綱を必要に応じて整備し、公開すること。</p> <p>(3) 法令を市の責任において解釈し、積極的に運用すること。</p> <p>(4) 提訴、応訴など訴訟に的確に対応すること。</p> <p>(5) 国に法令の制定、改正、廃止を提言すること。</p> <p>(6) 法令や条例などと要綱に関する情報と技術の提供により、市民の活動に法務の側面から支援を行うこと。</p> <p>5 市は、市の条例などと要綱を体系的にまとめ、公開しなければならない。</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
		<p>(危機管理)</p> <p>第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。</p> <p>第6章 参加及び協働 (計画の策定過程等)</p> <p>第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。</p> <p>(市民会議等の設置及び運営)</p> <p>第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p>		<p>(法令遵守)</p> <p>第28条 市は、市政の適正な運営のため、法令遵守に取り組まなければならない。</p> <p>第5章 公正と信頼の確保 (行政手続)</p> <p>第29条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続(以下「行政手続」といいます。)に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>(権利救済制度)</p> <p>第30条 市は、市民からの市による権利侵害の申立てなどを公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図るため、<u>権利救済制度を設けなければならない。</u></p> <p>2 市は、次の職務を行う権利救済機関を設置しなければならない。</p> <p>(1) 市民から申立てのあった市による権利侵害の申立てに基づく案件に関して調査し、必要に応じ、是正、改善に関する措置について市に対して勧告を行うこと。</p> <p>(2) 市による権利侵害の申立ての発生の原因となった制度の改善について、必要に応じ、意見を表明すること。</p> <p>3 権利救済機関は、市の事務事業に関し、自ら調査し、制度の改善を求める意見を表明することができます。</p> <p>4 権利救済制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第31条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、自らに関する個人情報の開示、訂正、削除、利用停止を請求する権利があります。</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
				<p>3 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 (平和への寄与) 第37条 <u>何人も、平和のうちに暮らす権利があります。</u></p> <p>2 市民と市は、正義と秩序を基調とする平和を希求し、平和に寄与するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市は、市民の生命と身体や財産や生活の平穩を守るよう努め、<u>国際的な人道上の条約に基づき行動しなければなりません。</u></p> <p>(災害などへの対処) 第38条 市は、災害などの不測の事態(以下「災害など」といいます。)から市民の生命と身体や財産や生活の平穩を守るよう努めなければなりません。</p> <p>2 市は、災害などに備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行わなければなりません。</p> <p>(国と他の自治体への働きかけ) 第39条 市は、災害などへの対応に当たり必要な場合は、<u>国、他の自治体に対し、支援を迅速に求めなければなりません。</u></p> <p>2 市は、被災した自治体に対し、<u>必要な支援を迅速に行うよう努めるものとします。</u></p> <p>3 市は、災害などに備え、<u>国や他の自治体との連携を図るよう努めなければなりません。</u></p> <p>(市民の役割) 第40条 市民は、災害などの発生時において、<u>自らを守る努力をするとともに、その役割の大きさを認識し、相互に協力して災害などに対応しなければなりません。</u></p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
財政運営	<p>第9章 財政</p> <p>(総則)</p> <p>第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。</p> <p>(予算編成)</p> <p>第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。</p> <p>(予算執行)</p> <p>第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。</p> <p>(決算)</p> <p>第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。</p> <p>(財産管理)</p> <p>第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。</p> <p>2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。</p> <p>3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。</p>	<p>(自治体経営)</p> <p>第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。</p> <p>3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。</p> <p>(出資団体等)</p> <p>第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。</p> <p>2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。</p> <p>3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画と行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。</p>	<p>(財務原則)</p> <p>第25条 市は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営を図らなければならない。</p> <p>2 市は、毎年度、計画期間を定めた財政計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市は、財政計画、予算編成、予算執行と決算認定の状況を、毎年度、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>4 市は、政策目的の実現のため、効果的で合理的な予算執行に努めなければならない。</p> <p>5 健全な財政に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>一部改正(平成19年条例47号)</p> <p>(出資団体など)</p> <p>第26条 市は、市が出資し、職員を派遣し、公の施設の管理を委ねている団体などの団体(以下「出資団体など」といいます。)に関し、市との関係と出資団体などの経営状況などに関して資料を作成し、毎年度、公表しなければならない。</p> <p>2 市は、出資団体などへの支出などの市と出資団体などとの財務上の関係を明らかにし、その内容を公表しなければならない。</p> <p>3 市は、出資団体などの経営と市との関係について評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
	(財政状況の公表) 第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。			
評価制度・行政改革	第10章 評価 (評価の実施) 第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 (評価方法の検討) 第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。 2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。	(行政評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。 (監査) 第26条 <u>監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。</u>	(行政改革・行政評価) 第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。 2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。	(政策評価) 第23条 市は、政策の合理的な選択と質の向上のため、政策の立案、決定、実施と評価という過程を確立し、政策評価を実施しなければなりません。 (行政改革) 第24条 市は、 <u>市政運営について、在り方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければならない。</u> 2 <u>行政改革大綱は、市民の参加を経て総合計画との調整のもとで策定されます。</u> 3 <u>行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。</u> 4 市は、 <u>行政改革大綱の実施に当たっては、実施計画を策定し、その進行を管理しなければならない。</u>
住民投票制度	第11章 町民投票制度 (町民投票の実施) 第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。 (町民投票の条例化) 第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらか	(住民投票) 第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	(住民投票) 第34条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。 2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。 3 町長は、前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければなりません。	(市民投票) 第32条 市は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民による投票(以下「市民投票」といいます。)を実施することができます。 2 市民投票に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 (尊重義務) 第33条 議会の議員と市長は、自らに対する市民の直接の信託に対する責任に基づき、市民投票の結果を尊重しなければなりません。

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
	<p>じめ明らかにしなければならない。</p>	<p>3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。</p>		
<p>内外の連携協力</p>	<p>第12章 連携 (町外の人々との連携)</p> <p>第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 (近隣自治体との連携)</p> <p>第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 (広域連携)</p> <p>第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 (国際交流及び連携)</p> <p>第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p>	<p>(学校と地域との連携協力)</p> <p>第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。</p> <p>2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。</p> <p>(出資団体及び他の官公庁との連携等)</p> <p>第34条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。 (国、東京都等との政府間関係)</p> <p>第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等(以下「国等」という。)との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。</p> <p>(他の自治体等との連携)</p> <p>第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を</p>	<p>(広域連携)</p> <p>第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進するよう努めます。</p> <p>2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりの推進に努めます。</p>	<p>(政府としての多治見市)</p> <p>第34条 市は、市民に最も身近な政府として、市民の信託に基づくより良い地域社会の形成に、国と県に優先して取り組まなければならない。</p> <p>2 市は、市政を自らの判断と責任において決定し、運営しなければならない。</p> <p>3 市は、国と他の自治体に対し、対等な立場で、政策、制度などの改善に向けて、主張し、連携協力しなければならない。</p> <p>(自治行財政権の確立)</p> <p>第35条 市は、市の事務事業と財政について市民の理解を深めるよう努めるとともに、市の財政の健全化のため、財務の充実を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、事務事業の範囲と性質や効率性と経済性を考慮して、国や他の自治体との役割分担の明確化を図るよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、国や他の自治体との役割分担に応じ、財源の確保を図るよう努めなければならない。</p> <p>(多文化共生社会の実現)</p> <p>第36条 市は、多様な主体との連携協力により、多様な文化と価値観を互いに理解し、尊重する地域社会の形成を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、地域社会における課題が国際的な課題</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
		<p>図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。</p> <p>(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)</p> <p>第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。</p>		<p><u>とかかわっていることを認識し、国際的な連携協力を促進するよう努めなければなりません。</u></p>
<p>条例策定手続き</p>	<p>第13章 条例制定等の手続 (条例制定等の手続)</p> <p>第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合</p> <p>2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p>			<p>(市民参加の推進)</p> <p>第19条 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければならない。</p> <p>(1) 総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。</p> <p>(2) 重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文書をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。</p> <p>(3) 事業を選択するとき。</p> <p>(4) 事業を実施するとき。</p> <p>(5) 政策評価を実施するとき。</p>

他自治体との自治基本条例比較表（下線部分：ニセコ町の条例には規定されていない事項）

分野	ニセコ町まちづくり基本条例 H13年4月施行	三鷹市(東京都)自治基本条例 H18年4月施行	白老町(北海道)自治基本条例 H19年1月施行	多治見市(岐阜県)自治基本条例 H19年1月施行
自治基本条例の位置づけ	<p>第14章 まちづくり基本条例の位置付け等 (この条例の位置付け)</p> <p>第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化)</p> <p>第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。</p> <p>第15章 この条例の検討及び見直し (この条例の検討及び見直し)</p> <p>第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。</p> <p>2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(条例の最高規範性等)</p> <p>第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。</p> <p>2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</p>	<p>(まちづくりの最高規範)</p> <p>第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。</p> <p>2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。</p> <p>3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第36条 町長は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。</p> <p>2 町長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。</p>	<p>(最高規範性)</p> <p>第41条 この条例は、市の最高規範であり、市は、この条例に従い、市政を運営し、他の条例などを制定し、改正し、廃止し、解釈し、運用しなければならない。</p> <p>2 この条例に反することは、その効力を有しません。</p> <p>3 市は、法令を解釈し、運用する場合も、この条例に照らして判断しなければならない。</p> <p>(この条例の改正)</p> <p>第42条 市は、この条例について地域社会の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければならない。</p>